

活動の重点

1. 普及の推進

高い使命感と強い絆をもって「堅実な普及活動による確実な成果」を実現する。
単位法人会の活性充実を最優先に、「人づくり」に重点を置き、今年度中に全単会が正法人会100社以上となるよう、魅力ある活動と着実に堅実な普及活動を展開する。

合わせて年度中間での会員数を減少させない普及を展開する。

1) 普及目標の設定について

各単会は、年間会員増加率5%以上を基準として、単会の現状を踏まえ地区長と十分に協議の上、達成時に感動できる意欲溢れる普及目標を設定する。

●茨城県倫理法人会 平成29年度普及目標

全28単会 **3,300** 社を達成させる
(7地区)

(達成期限:平成29年6月30日<金>)

◆決起大会／平成28年10月1日(土)13:00～

◆中間目標達成と拡充発表会／平成29年2月25日(土)13:00～

◆目標達成記念式典／平成29年7月15日(土)10:00～

2) 普及目標達成計画について

達成日、資格復帰日、及び月々の会員数目標を設定。その月ごとの達成に向けて具体的な行動計画を設定する。

特に年間で最も会員数が減少する3～5月に向け、底打ち目標の設定が肝要であり、2月の中間目標達成日までの具体的な前期事業計画を打ち立てる。
また、各地区の合計目標の進捗状況を毎月管理し、不足分は地区内の相互協力でクリアできる体制づくりを徹底する。

3) 普及目標達成日について

- ①研究所の平成29年度普及実績は、平成29年8月19日16時の会員登録数。
- ②中間目標(2月25日)達成の評価は、2月入会迄の実績とする。
- ③県目標達成基準は7月入会迄を実績とし、6月30日16時の事務局受付とする。
- ④県の達成日以降、8月19日迄は、原則として7・8月の退会を受け付けません。
- ⑤各単会の年度目標達成日は、平成29年6月30日以前に設定する。

真の普及は日頃の“倫理実践”のなかに存在する